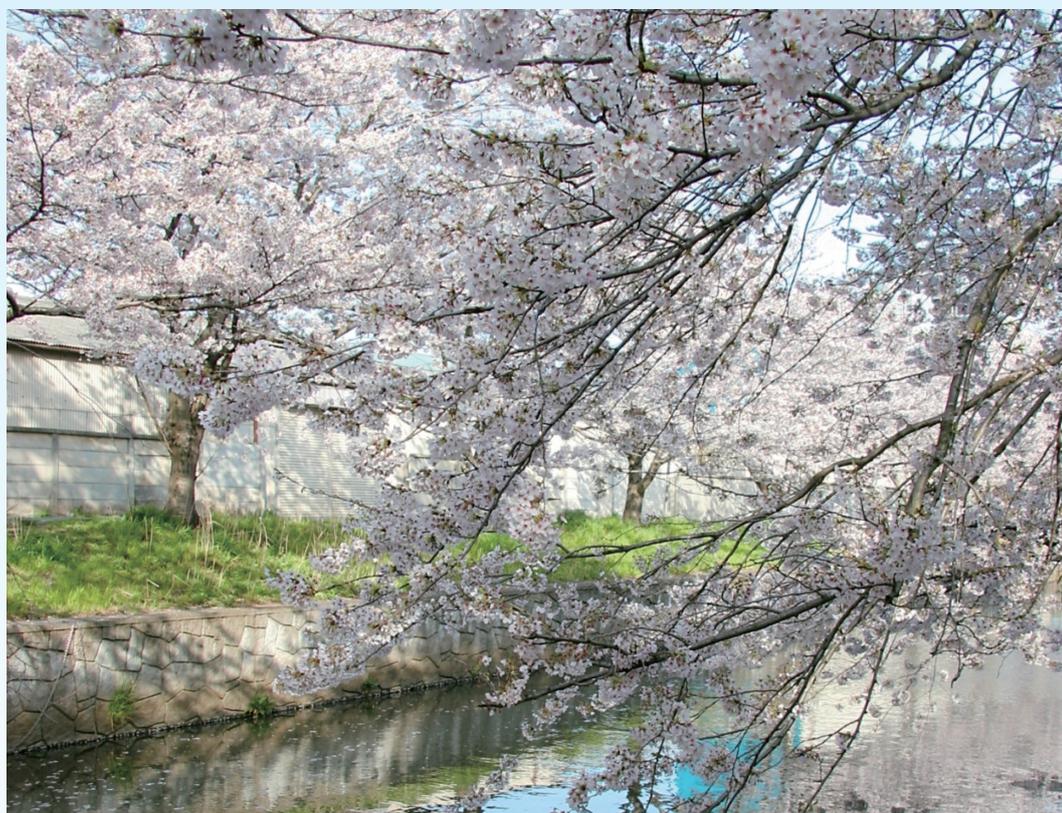


第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の背景	3
第2節	計画の趣旨	4
第3節	計画の内容と役割	4
第4節	計画の位置付け	5
第5節	計画の対象地域	5
第6節	対象とする環境の範囲	5
第7節	計画の期間	6
第8節	計画の推進主体とその役割	6
第9節	計画の見直し手続きと進行管理	6



1 計画の背景

環境の世紀と言われている21世紀においての私たちは、便利さや快適さを追い求めて20世紀を駆け抜け、自動車やエアコン、手軽な使い捨て商品などを手に入れ、一面で快適で豊かな暮らしを実現してきたライフスタイルを環境の保全という視点から行動することが必要となっています。

この便利な暮らしとそれを支える事業活動からなる社会経済活動は、膨大な資源やエネルギーの消費の上に成り立ち、自然の循環から切り離されたごみや有害な化学物質の排出などを招いています。その影響は、今や地域の環境の悪化としてばかりでなく、二酸化炭素*等の増加に伴う地球温暖化や新たな環境問題をもたらしています。これらの問題は、将来にわたって地球全体に影響を及ぼすという空間的・時間的広がりを持つ、人類の生存基盤を脅かす深刻な問題となっております。

環境基本計画策定後の環境問題を見ると、地球温暖化問題はますます深刻の度合いを増しており、日本国内の温室効果ガス*排出量の削減目標を定めた「京都議定書目標達成計画*」（平成17年4月）の達成に向けた取組は、国民運動としての「チームマイナス6%*」を始めとして、各自治体でも様々な計画が新たに策定されております。

また、アスベスト（石綿）*による健康被害のように近年になって改めて対策の必要性が再認識されたものもあります。

一方土浦市では、地域の歴史・文化の源であり、水道や農業用水等の水源として多大な恩恵を受けている霞ヶ浦の水質は、これまでの努力にもかかわらず横ばいとなっており、飲料水や生態系への影響が懸念され、大きな問題となっています。その汚濁要因の大部分は河川等から流入する水質汚濁物質によるもので、その内訳は、生活排水が約30%、市街地の路面等の排水が約20%、山林等からの自然原因の負荷が約15%、畜産業及び農地からの排水が約30%などとなっており、また、霞ヶ浦の富栄養化の原因は、沿岸・流域に住む私たちの社会経済活動に伴うものが大きな割合を占めています。つまり今日の環境問題は、加害者と被害者の関係が明確であった高度経済成長に伴う産業型の公害*とは異なり、日常の私たちの暮らしとそれを支える事業活動が環境へ大きな負荷を与えており、被害者である私たちが一面では加害者でもあるという構造になっています。

現在の状況を打開していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の流通を含む社会経済活動やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーを効率よく利用する循環型社会*への転換が求められています。そのためには、私たち一人ひとりが自らの暮らしを改め、環境にやさしいライフスタイルづくりを、実践していくことがなにより重要となっています。

我が国では、平成5年の「環境基本法」の制定以降、国や自治体において「環境基本計画」が順次策定され、その後平成15年3月には県で環境基本計画が改定され、平成18年4月には国において第三次環境基本計画が策定されております。

今後は環境基本計画に定める理念をいかに実行に移し、具体的な成果をあげていくかが問われています。

土浦市においても、平成12年3月に「環境基本条例」を制定し、平成14年1月には「環境基本計画」を策定しました。この計画の将来像として「自然と暮らしが循環の中で共生する『水郷の文化』が息づくまち・つちうら」を定めました。

また、平成18年2月に、新治村と合併し、同地区の持つ北部の山麓地帯、新治台地に広がる畑地、桜川低地の田園風景など、豊かで多様な自然環境を守り育てる取組も求められています。

持続可能な社会の実現に向けて、事業者の社会的責任や市民一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し、環境への負荷の少ない循環型社会*の実現に向け具体的な行動を着実に積み上げていかなければなりません。

注) 二酸化炭素*：右上に*マークを付けた語句については、資料「用語の解説」において、語句の意味、本計画での用法等について説明しています。

2 計画の趣旨

この計画は、現在と将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定められた「土浦市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、良好な環境の保全と創造のために取り組むべき各種の施策や行動などを総合的に定めるものです。

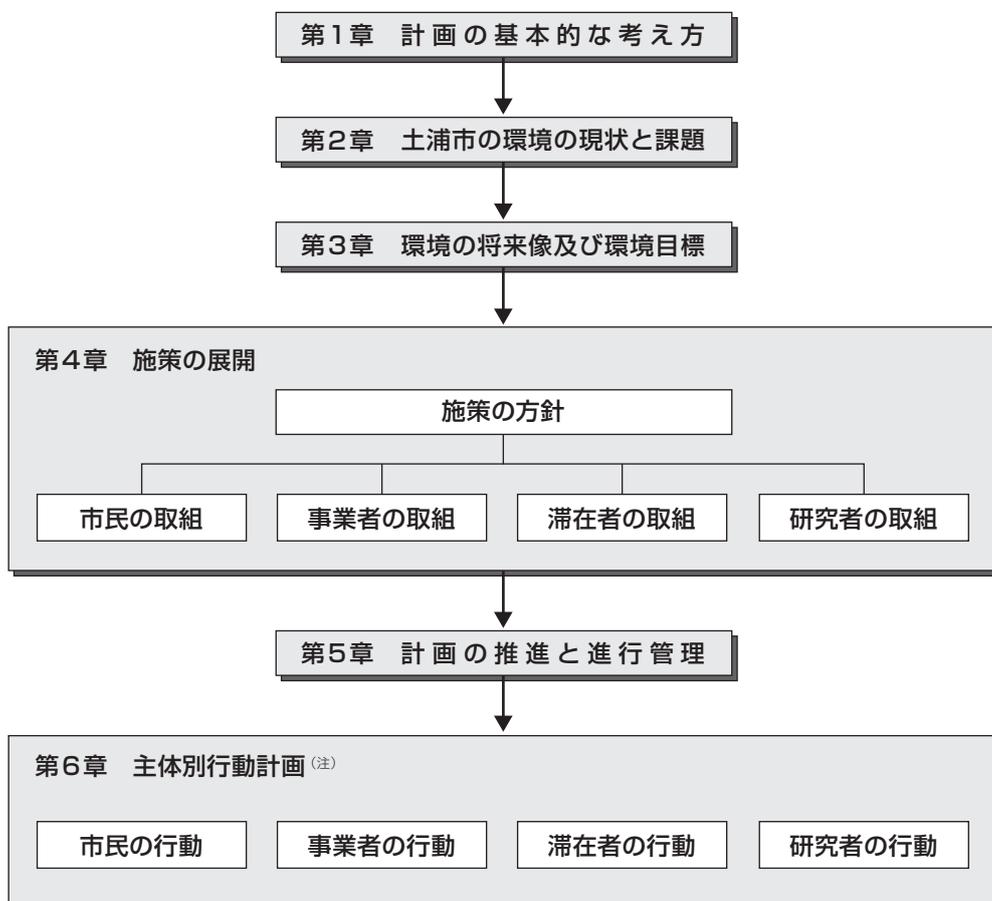
3 計画の内容と役割

この計画により、環境の保全と創造について市民が共通して目指すべき、土浦市の『環境の将来像』を示すとともに、その『環境の将来像』の実現に向けた指針として『環境目標』を定めています。

さらに、その『環境目標』に沿って、取り組むべき施策と達成目標を掲げ、その施策達成のために市民（民間団体*を含む）、事業者、滞在者及び市（行政）が担うべき役割と分担を定めています。

なお、この計画は、それぞれの役割と分担を定めた「本編」と、市民（民間団体*を含む）、事業者、滞在者が環境への負荷の低減等に配慮した具体的な行動を起こしやすくするための行動例等をまとめた「行動計画」により構成されています。

市（行政）は、「本編」に示す施策を実施するとともに、市の事務・事業を対象とした「土浦市役所環境保全率先実行計画*」に基づき、市民や事業者に率先して環境への負荷の低減等を踏まえた行動を進めます。さらに、本計画に基づき、次節の「計画の位置付け」に示す個別計画等において、良好な環境の保全と創造のためのより細かな施策を定め、実施します。

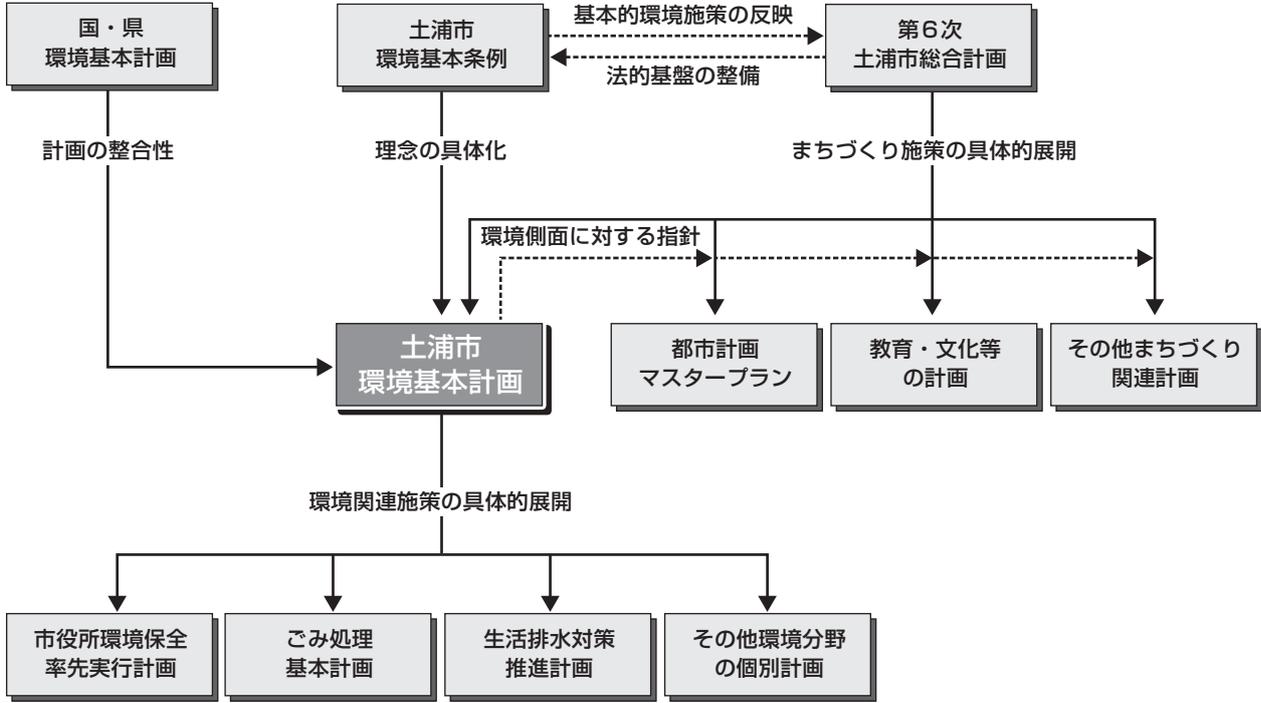


(注) 「第6章主体別行動計画」は、第4章に掲げる主要施策ごとに各主体の行動計画を具体的に定めています。市民や事業者、滞在者の方へは、これらの内容の概要版を別途作成し、普及を図ります。

4 計画の位置付け

この計画は、「土浦市環境基本条例」の位置付けに基づき、市の環境関連施策を総合的かつ計画的に定めるものです。

また、この計画は、市のまちづくりの総合的な指針となる「第6次土浦市総合計画」の中の環境関連施策を具体化するものであるとともに、今後の他の部門計画に対する環境面への配慮指針とします。



5 計画の対象地域

この計画の対象地域は、土浦市域を基本とします。ただし、広域的な対応が必要なものについては、周辺自治体なども対象とします。平成18年2月の新治村との合併に伴い、本計画の見直しでは、新治地区も対象としました。

6 対象とする環境の範囲

この計画では、対象とする環境の範囲を自然環境（地球環境と身近な自然）と生活環境（暮らしとまち）とに分け、次のようにとらえます。

分野	細区分	対象
自然環境	地球環境	温室効果ガス*などの地球規模の自然の循環に関わる環境要素
	身近な自然	空気、水、土、動植物など地域の自然や生態系を構成する環境要素
生活環境	暮らし	廃棄物や音、においなど人間の諸活動に伴い生じる身近な生活に関わる環境要素
	まち	都市や歴史、文化など人間の諸活動の基盤となる環境要素

7 計画の期間

この計画は、将来の有るべき姿としての土浦市の環境像を長期的に展望しながら、平成14年度から平成23年度までの10年間を計画期間としています。このたび、中間年次である5年目に当たることから計画の見直しを行いました。

8 計画の推進主体とその役割

この計画の推進主体は、市民（民間団体*を含む）、事業者、滞在者、市（行政）です。生活者としての市民を中心に、それぞれの主体が役割を分担し、この計画を協働して推進します。

9 計画の見直し手続きと進行管理

本計画は、市民・事業者アンケートの結果並びに環境審議会*、環境政策推進会議*、環境基本計画推進協議会*やパブリックコメントによる一般市民の方々の意見を踏まえて見直しました。

また、計画の着実な推進を図るために、推進体制を整備するとともに計画の進捗状況とその結果を継続的に把握し、年次報告書（環境白書）としてまとめ、市民に公表します。さらに、市民及び庁内組織並びに進行管理を担う専門委員会により進捗状況を評価し、必要に応じて施策の改善や新たな展開を図ります。